

火災予防上の命令を受けている対象物

消防機関が立入検査等により、火災予防上の危険や消防法令違反を把握し、その改修等の命令を発した場合には、消防法に基づきその旨を公示しなければなりません。

駿東伊豆消防本部では、火災予防上の命令を行い公示している建物等の所在地、名称等を利用する方や近隣の方々の安全のためにお知らせしています。

○ 命令を受けている防火対象物

命令防火対象物

防火対象物の所在地	静岡県沼津市戸田 3878-86
防火対象物の名称	西伊豆今宵
命令を受けた者の氏名	株式会社HATANO観光グループ 代表取締役 秦国 峰
命令事項	西伊豆今宵の敷地内に設置されている2基の屋外少量危険物タンク内に貯蔵されている灯油は、平成30年4月12日までに除去すること。
命令日	平成30年4月10日
管轄消防署	沼津南消防署

○ 命令を受けている危険物施設等

現在、命令を受けている危険物施設等はありません。

命令危険物施設等

危険物施設の所在地 又は貯蔵（取扱）場所	
危険物施設の名称 又は危険物の類別、品名、数量	
命令を受けた者の氏名	
命令事項	
命令日	
管轄消防署	